

## 令和4年度 第2回 長野市景観審議会議事録

日時 令和4年7月22日（金）

午後3時30分～午後5時50分

場所 市役所第一庁舎 7階 第一・第二委員会室

出席委員 12名

赤羽委員、久米委員、榊原委員、高瀬委員、石黒委員、羽藤委員、  
北村委員、篠原委員、湯本委員、渋澤委員、下崎委員、土倉委員

欠席委員 2名

稲葉委員、野口委員

### ※長野市景観賞 現地調査

出 発：午前8時30分（桜スクエア）

調査地：長野市内各地

帰 庁：午後3時15分

### ※審議会

#### 1 開 会

定足数の確認

#### 2 会長挨拶

#### 3 審 議

- ・第35回長野市景観賞 最終選考について

事務局：これより審議をお願いいたします。

長野市景観を守り育てる条例第35条第1項の規定により、会長が議長となることになっておりますので、北村会長宜しくお願いいたします。

議 長：それでは議事を進行させていただきます。

最終選考の方法等について、事務局から説明をいただいた後、皆様のご質問等々お聞きし、尚且つ選考に入る前に、皆様の意見があれば伺って採点に入りたいと思います。

では、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：【一次選考結果及び最終選考方法について説明】（省略）

議 長：ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、何か御質問、御意見ございますか。

委 員：5作品を選ぶ際に、公共作品を複数選んでもいいでしょうか。

事務局：長年、原則1作品という形をとっております。以前から何度も検討してきた記録も残っていますが、長野市としては民間のものをできるだけ顕彰していきたいので、公共作品は景観賞1作品というのが恒例となっています。

なお、情報提供させていただきますが、実際には、過去に4回ほど、公共のものが2件ずつ景観賞を受賞していることが事実であるので報告いたします。

委員：個人で5作品投票する中に、公共2作品を入れてもいいのかという質問です。今回の選定は、最終的に公共作品が1点でないといけないのではないかと思います。ただ、最終的にもっと増やしてもいいのではないかと、現地に行って感じているので、その後も議論させていただければと思っています。

実際現地を見て、公共建築もいいなと感じたので、5作品のなかに公共を複数入れてもいいのかなと思ってお聞きしたので、そのあたりをもう少し緩く考えたらいかがでしょうか。

事務局：選考基準の中で、明確に1作品と決まっているわけではありません。公共作品の複数表彰についての議論が今後なされるにしても、今回の投票は、5作品の中に公共作品をいくつ入れてもらっても構いません。

議長：それでは、選考作品5作品の中に公共作品を何件入れても良いしたいと思います。

その他、採点方法について御意見はありますか。

【意見なし】

議長：それでは、次に、視察した14作品について御意見があれば伺います。

なお、アピールや誘導的にならないようにしていただければと思います。

委員：視察した中で、ロケーションの良い場所にある作品がありました。

そのロケーションが作品に影響を与えている場合、どこまで考慮して審査すれば良いのでしょうか。

委員：答えを誘導するつもりではありませんが、景観のすばらしい作品がありました。あの作品がこの建物の横にあった場合に同じ点数でいいのかと考えてもらえばいいのではないのでしょうか。

委員：作品が大座法師池にできたことによって、大座法師池が良い池になったという感じもあります。その辺は、評価してもいいと思うがどうですか。景観上の活気がでているとすれば評価してよいのかなど。

議長：これは個人の受け止め方でありますね。自分の感覚で審査してもらえればと思います。

他に御意見はありますか。

委員：現地視察の際、職員が現地の居住者や施設の方にお声がけする場合があります。そして、その関係者が直接説明をするケースもありました。そうでないケースもありました。

そうすると、実際に話を聞いて気づいた部分があったりして、情報が多

くなります。それが審査に影響しないとも言えないのですが、その辺の事情を確認したいです。

事務局：事前調査や資料作成の際に不審者と勘違いをされたり、運営者に迷惑となるケースがあったので、今回はお声がけをしました。それが審査に影響するところまでは考えていません。

委員：最初の調査の段階ではなくて、今日の視察の話です。

事務局：今回の視察が不審者に見られる場合が想定されましたので、声掛けいたしました。実際、この人数で視察していると、周辺の住民の方も気になって見に来たりすることもあるので、狭い所等は特に声掛けした方が良いと判断しました。

委員：声掛けがあつて当然だと思いますが、その時に出て来られて話をされる方とされない方がいます。結果的にそうなったという事かもしれません。

事務局：特にお話をお願いしていた訳ではありません。

結果的にこうなったことをご理解いただきたいと思います。

議長：第一次選考が通ったことや、今日視察に行くことは知らせていないのでしょうか。

事務局：一次選考が決まった後、事務局から所有者へ現地視察の日時等を手紙でお知らせしています。対応不要の旨を記載しているので、所有者が対応に出られたのは想定しておりませんでした。現地の説明は、所有者の自主的な判断で行ったものです。

議長：過去にはこのように対応してもらったことが結構ありました。今回はあまり出てこられなかったもので、所有者に話をしていないのかと思ったしだいです。

その他に御意見ありますでしょうか。

委員：2番目に視察した作品についてですが。

きれいになって大変良い建物だと感じたが、通り全体を同じ雰囲気維持している状況で、そのうちの一つだけを取り上げて審査することが望ましいものなのか疑問に感じ、意見交換できたらいいなと思いました。

委員：前回の受賞作品が近くにある中で、どのように評価すべきか考えていました。以前も話しましたが、屋外広告物という視点で部門賞のようなものがあればいいなと思いながら見ていて、今日は暖簾が出ていませんでしたが、達磨や脇のサイン等非常にこだわりを持って作ってあり、全体的なところを評価したいと思いました。

ただ、ここが受賞するならうちも、というように感じていかがかかとも思いました。

委員：前回受賞作品は、格子や事務所のファサードデザインに建築的な工夫があったことや、土間に京都の町家形式を取り入れたところを高く評価しました。

自分の感想として、今回の建物は、表のファサードには残念ながら魅力を感じられませんでした。一階部分のサッシに木目調のダイノックシート

を貼り付けて、古い雰囲気醸し出す工夫をしているとか、漆喰の壁とのコントラストにデザイン的な工夫があれば評価に値するかもしれないと思いました。

議長：自分の感想ですから、誘導ではなくて。

その他に御意見ありますでしょうか。

委員：前回の受賞作品は改築で、通りの表情が統一されているところは高く評価されていました。

今回は、改修でしたが、資料を読むと中庭にある植栽も紹介しているが、公開されていて誰でも入れる場所であれば見方が変わってきたかもしれません。改修前後の違いが分かれば評価も変わってくるかもしれないのかなと感じました。

議長：他にありますか。

無ければ採点に移りたいと思います。

【採点・投票・休憩】

議長：それでは、集計結果ができましたので、事務局から説明させていただきます。

事務局：【集計結果について発表】

議長：ここから最高で5作品選ぶ訳ですが、結果を見ると14点の5位までとなります。12点が2点差であるのですが、この点を見て皆さんの御意見をいただきたいと思います。

委員：今回の公共作品は1作品という基準は、現時点ではあるということ認識していたと思います。奇しくも公共作品が2作品入っています。このあたり、特別な扱いを設けるのか、通例にしたがって1作品にするのかによって全体の枠も変動してくると思います。

議長：原則1作品を変えるかどうかですね。

公共作品の規定については、来年以降検討する方向でいしましたが、今回2作品入ってしまいました。これについて、皆さんの御意見を聞かせてください。

委員：19番についてですが。

確かに造ったのは公共作品ではあるわけですが、現地の看板にあったように地域の愛護会が整備をしているからきれいになっていたと思うので、応募の経緯は分かりませんが、愛護会の活動に賞をあげるのであれば公共ということではなくて、いいのではないかと個人的に思います。

委員：団体ということならば、今回ではなくて、次回に再度応募してもらうことがよいと思います。それとも、今回公共作品として応募されたものを変えて団体として表彰するということですか。

委員：どのような経緯で推薦されているかわからないが、愛護会の関係者が推薦しているのであれば、その活動に対して表彰できるのではないかなという考え方もできると思いました。

公共工事に対して、どなたかが推薦したのだとすると少し疑問になるのですが、愛護会の活動に対してなら評価ができるのではないかなと思います。

した。

委員：以前、活動に対して推薦されたものでないから表彰できないという事例がありました。活動に対してのものであれば、違う視点でみましょうということでも落選した作品が過去にあります。

委員：そうではなくて、資料の2を見ていただくと(2)「まちづくり又は警官の向上を目的とする団体等」という記述があります。これに即したらどうかという提案です。そのような切り替えがうまく対象になるのかどうかということですよ。

議長：事務局はいかがでしょうか。

事務局：顕彰の対象というのが、まちづくりの景観向上を目的とする活動を行っている団体であるということと、配布資料【作品調書】の中にもあるが、コメントに地域住民のコミュニケーションの場ともなっている愛護会活動により歩道の完成から6年を経た現在でも丁寧な手入れが行き届いているということがひとつの推薦の項目となっているので、その点事実として事務局からお伝えします。

議長：表彰するとしたら対象は誰になるのでしょうか。

事務局：表彰の対象はその団体名で出すことができると思います。

委員：応募する段階で団体として推薦するか、建築物・工作物として推薦するか、応募の段階で既に分かれているはずという意見だと思います。こちらの都合に応じて、作品分類を団体に変えたり、建築に変えたりすることは出来ないと思いますが。そういうことが過去にありましたよね。

委員：この作品分類が工作物だったからだめであり、団体だったらよかったのということで受賞しなかった作品が過去にありました。

今は、工作物として表彰者が誰かということでしょうか。

作品分類を団体に変えるのか。作品分類は変えないで表彰者が誰かということが問題なのか。土木工作物ということ自体は、団体ではなく工作物の現状を評価するということで、工作物ということには変えないけど、表彰対象者を変えてもいいのか。

そのへんが曖昧だと思いました。

事務局：こちらに推薦していただいたものには、「工作物」としての推薦であり、「あの道の雰囲気が良い。」ということでありました。

作品調書を作成するにあたり、管理している課からのコメントとしては、「愛護会が完成後長年維持してきているものである。」という報告をいただいています。

団体についてですが、以前から団体の扱いについて、その活動の対象または成果としてその建築物・工作物が魅力的な景観を形成している上で、総合的に優れていること、十分な活動実績があって継続性及び発展性が認められてきている団体に対して景観賞として表彰するということが当審議会でも議論した経過があります。

ですので、今回のものがそれに該当するかどうかを議論していただき

たいところであります。また、工作物の表彰の中で「設計者、施工者等」という表彰の対象に愛護会を含めることができるか。若しくは、団体としての表彰に切り替えたときに、団体として扱ってよいか。そのへんを議論していただければと思います。

議長：現状を維持しているのは愛護会で、そこを表彰するならばいいだろうということ。または、この作品の推薦者はどこが良くて推薦したかがポイントとなっていますね。

委員：今日初めて見ましたが、全路線に渡り、手入れが行き届いていて、とても綺麗だと思いました。あそこまで管理をきちんとしているのはなかなかありません。7～8年前に「北中の緑を大切に作る会」が植栽帯管理を評価されて審査対象になったが、それに比べてもはるかによく手入れがされていて、むしろ、工作物として言われることより意味あるものと感じています。

ジャンルは工作物ではなくて、活動団体に切り替えて表彰の対象にしてもいいのではないかと考えて、今回投票しました。皆さんに認められるかどうかはこれからの審議によりますが。

緑の歩道があって綺麗だからということで推薦されているのだと思います。景観審議会としては、工作物というよりは手入れしている団体で受け入れた方が、景観賞に合致するのではないかという受け取り方は矛盾しないように思いますが。

委員：各家庭の南側の庭から歩道に出る扉が付いていました。自分の庭の延長線上みたいな形で歩道を取り込んでいるようでした。往年の水辺を偲ぶ意味合いもあるというように。地域住民とワークショップを開催して、土地区画整理事業にあたっての長年の協働活動がこの愛護会の育成にも繋がっている気がしています。

特に、「ここ2～3年のコロナ禍において、人との距離に気遣いが必要な中、住宅地にある歩道が運動不足を解消していたり、通りすがりに挨拶を交わすことで、地域のコミュニケーションの場となっています。」というコメントがあり、今後、長野でこういう歩道を活用していくような区画整理事業とか、住宅地の新たな開発のモデル的な姿を醸し出している印象を受けたので、この事業全体と地域住民の愛護会をまとめて評価することがもっと広域に訴えるきっかけになると感じました。

委員：これを評価するとしたら、工作物として評価するしかないと思います。そうすると、公共を2作品にするか1作品にするかという議論になると思います。

というのは、団体を評価する際に、こういう活動をしていますと説明してもらって、それに対して評価するという形だったと思うし、そもそも調書にある「愛護会活動」という文字からとって、その主体が何かわからない状態で賞をあげるのは非常に難しく感じます。

応募用紙に団体の代表者や住所等の応募主体があって受賞するならわか

るのですが、現状わからない状態で受賞するのは難しいと思います。  
ただ、視察して良い所だという印象は持っていますが、これを評価する  
としたら、公共作品を2つにするかどうかという点を議論するべきだと思  
います。

議 長：ここが推薦された経緯はわかりますか。

事務局：一般の方からであり、工作物として「緑豊かで曲線も取り入れた歩道が  
東口の住宅街に潤いを与えていて、歩いていて楽しい歩道です。」という  
コメントと共に推薦されています。

委 員：私も土木工作物で一次審査が通って、二次審査をしている状況であり、  
団体としての応募条件を明記していないものを評価できないと思います。  
ここは公共工作物を2つにするかどうかを議論していくべきではないで  
しょうか。

議 長：2つの提案がされています。

1つは公共作品を2つにするという案、それから、運営・運用自体を評  
価する案。皆さんはどう考えるか御意見をお願いします。

委 員：今の発言はもっともだと思います。しかしながら、我々景観審議会はもっ  
と柔軟であって良いのではないかと思います。確かに、推薦は工作物とし  
て推薦されていますが、現実審査をしている過程で工作物だけで終わら  
せてしまうのはもったいないと思います。6年間に渡って、実際に手入れ  
をしてきた活動というのがあって、はじめてあれだけの豊かな物が出来て  
いるのです。

先ほど、久米さんからあったように、各住宅からも出入りができるような  
考慮までされている点をもってすれば、別に工作物に限定しなくても、工作  
物であり且つ愛護活動であるという両方を合わせた形で評価をするのが、景  
観審議会としては最も相応しい結論ではないかと思います。

委 員：その場合は、誰に賞をあげるのかよくわからなくなります。

委 員：長野市と愛護会の両方にあげればいいと思います。

委 員：ということは、「公共」という位置づけになるのでしょうか。

委 員：「公共兼団体」でどうですか。

委 員：それでも良ければいいですが、そもそも愛護会という団体がどうい  
うものなのかよくわかっていない状況です。

委 員：6年間、あれだけの活動をしてきたという実績があります。

委 員：それは誰からも説明を受けていません。個人的にその団体活動を知ら  
ない限り、審査員としては知りようがありません。

委 員：例えば、愛護会の方も表彰するとして、団体の会長はいるのでしょうか。  
民間の活動の実態を明確にすることと、表彰する時に受け取る人がちゃん  
といるのか確認したいです。

委 員：活動の成果として、あれだけ目に見えたものがあるのだから、実体があ  
ると考えて良いのではないですか。そのくらい柔軟でよいのではないで  
すか。

委員：そうではなくて、全体としてまとまった活動があったのかどうかということです。看板に A とか B とか C とか書いてありましたが、グループごとの小さな活動を長野市で統括したのかその辺が不明確です。  
いざ表彰する時に、代表者が受けてもらえるのか、複数人出てくるのかその辺が気になりました。

委員：この調書はどこが書いているのですか。

事務局：所管課が書いています。こちらで把握している情報では、愛護会は存在していて、看板の ABC はエリア分けをしていてエリアごとに維持管理をしていると聞いています。

事務局：今、担当部署に団体の代表者等を確認していますのでお時間をいただきたいと思います。

先ほどからご意見いただいている通り、現状を維持しているのは活動の力が大きいものです。愛護会で樹木を育て、散水や草取りをし、除草したものを公園緑地課が片付けたりして、官民連携で手入れをしています。確かに土木工作物として推薦されているものを、最終段階で団体へ変更するのはいかなるものかというご意見はもったもなものであり、前例がなければ難しいし、公共作品が原則 1 点であるということも含めて難しいものがあります。ただ、この事業を見てきた中で、土木工作物の歩道でも手を入れないとこのような状況は保てません。施設点検はしているが、特にこういった生き物を相手にする部分に関しては、やはり地元との協力なくしてはこういう状況を保ていけないという特性があり、6 年経って樹木がじっくりしてきている状況だと思います。

委員：応募もしていないし、推薦もされていない人が自然と何故か受賞してしまう、という状況は大丈夫なのでしょうか。

委員：だから、その雰囲気も含めて推薦されていると思います。愛護会がなかったら推薦されていないと思います。

委員：それは分かるが、手続き上の話です。愛護会の方が自分で応募もしていないし、その方に対しての推薦があった訳でもありません。審査側が勝手にそこを見つけ出して表彰するというのは不自然です。他の方々はすごく頑張って応募したり、推薦したりしています。その方たちの「応募」という行為が横に置かれて、応募もしていないし、推薦もされていない団体が勝手に受賞してしまうというのは、やや不自然な感じがします。

委員：良い作品だと思っていましたが、やはり公共作品は 1 点というのが頭の片隅にあって、どうしても入れられませんでした。それでも、結果 22 点得票していて、順位も 3 番目ということは評価します。

計画段階のワークショップのなかで管理に対する取り決め等がされたのかを知りたいです。計画段階からの愛護団体があるとなれば見かたが変わるのかなと思いました。愛護会活動が自然発生的にできたのか、ワークショップから継続されてきたのか。

自然発生的にできたものに対して、表彰するのは逆に難しいと思いまし

た。

事務局：担当課から回答がありました件を含めて説明させていただきます。

基本的に愛護会というのは、公園や街路樹を管理していく団体です。文字通り愛護会という形でやってもらっています。

委員：ちょっとその前に。

この特定の作品に長野市が関わっているからという経緯で、補助的な説明が加わるということは大丈夫なのでしょうか。

民間のプロジェクトについては、この場で発言する機会是与えられていません。

委員：20番についても、同じように回答してもらえないはずですか。公共事業だから。

委員：今、補足説明を受けることで、それが審査に有利に働く危険があります。

民間のものは、補足説明の機会を与えられないのです。

議長：しかし、今、経緯が分からないからと説明を求めました。

委員：だから、民間のプロジェクトの場合、関係者がこの場にいなければ、詳しい経緯を改めて聞くということではできません。

委員：必要なら求めればいいのではないですか。

委員：それは電話等をして、改めて聞くということですか。この場で。

委員：この公共作品が3位に入ったので、その扱いに対する議論だと思っています。だから、その辺の団体に与えてもいいのではないかと、という意見も出されたり、あくまで工作物だという意見もあるし、そこを判断する上では経緯を聞きたいと思います。

委員：選考するにあたって、愛護会とはなんぞやという疑問を皆さん持っていて、それに対して長野市から説明があるようなので、それは聞きたいと思いました。

委員：この物件に対して、この場でたくさんのフォローが入るという点が問題だと思います。それは他者と差別化ではないかと。

ただ、これは推薦だったはずですが、すごくいい小径があって、ぜひ推薦したいというものです。それを紐解いていったら、公共事業だが地域の人が管理しているという点や、素敵な小径にはいろいろ仕掛けがあったことが分かったのです。

我々審査員が見たらとても評価が高かったという点をどう扱うかが、下崎さんが言ったことについての説明と思うのですがどうでしょうか。

委員：中身がすごく良さそうだし、素晴らしいようだというのは同意しています。ただ、手続き上、他のプロジェクトには与えられない補助的な説明の機会が与えられているようで気になったが、皆さんが問題ないと判断するならそれで良いです。

委員：選考の最初の段階や他作品が平等に進んでいる段階で、事務局がこの情報だけを出してくるのであれば良くないと思います。しかし、3位に入ってきています。これを放っておくわけにはいかないと。

判断をする為には、どうしてもこの愛護会の情報が必要であると委員の皆さんが思っていると考えます。懸念もわかりますが、これを判断する上で必要な情報と判断していただければと思います

委員：私は羽藤さんの意見に賛成です。いい作品であればある程、きちんとした手続きであるほうが良いと思います。

次回、「団体」ということで改めて出してもらったほうが、正当に評価できると思います。今までもそうしてきましたし、それによって新しい評価の経緯が生まれたりしたので、この作品が来年無くなってしまうものではないので、手順を踏んでくれたほうが良いと思います。

公共作品をどうしようかという重大な問題を抱えながら、これをねじ伏せるかのように無理やり入れる必要はないと思います。公平にジャッジをしたほうが、活動してきた人にとっても、ちゃんとした表彰になるだろうと思います。今までと違う方法をここでする必要はないと思いました。

委員：無理やりこれを入れようとしているのではなくて、判断する上でもう一つの要因である愛護会の状態を知りたいというのが動機です。その情報は、ここで公開してもらっていいのではないのでしょうか。公開することによって、判断に曇りが生じるということはないと思うがいかがですか。

委員：そこも先ほど話しに出た通り、この作品だけ長野市だから情報が取れるというのは公平かどうかよく考えていただきたいと思います。

今までにはジャンルが違う為に落選した経過があったし、その後その活動に対する評価方法も変わった経緯もありました。それはそれで公平な手順を踏んだ結果だと思います。

愛護会の活動によって現状があることはいいことだと思うので、だからこそ公平な手順を踏んでいただきたいなと思います。

委員：整理しましょう。

団体としての表彰は「無」ということでいいですか。土木工作物でこれを評価しようということですか。

委員：私はそうは思っていません。

委員：まだ決まっていないのですね。

委員：推薦者は「素敵な小径がある。」ということに対して、どのジャンルにするか事務局が聞いたということですよ。

事務局：応募用紙にジャンルを記入する欄があって、「工作物」にチェックが入っています。

委員：それは分かってチェックしてきたということではないですね。

委員：そもそも、得点から1位と3位が公共作品であって、例外もあったようだが、原則公共作品は1つである中、2つ入れて良いのかどうかという判断はしないのでしょうか。

その判断をした上で、今回は点数が高いから公共として2つ入れるという話になれば、その先の議論をする必要はないと思います。私もどちらかという団体として改めて出したほうが良いのではないかと考えていま

す。

委員：僕もその通りだと思います。

まずは、公共を2つ入れていいかの判断があつてからでいいのではないのでしょうか。

事務局：先ほど、話の途中で終わってしまいました。事務局とすれば、いろんな方からご質問が出ている中で、愛護会とはどういうものかというご質問が出たので、回答しないといけないと考えています。愛護会の活動内容についてのご質問もあったので、担当課に連絡をただけであつて、決してこの作品を推すという気持ちではありません。そこはご理解いただきたいと思います。

ただ、そのようなご質問が出たとすれば、愛護会についての回答も慎重にならざるを得ません。事務局とすれば、もともと公共については原則1点という所からお話をしています。ここまで得点が伸びるというのは分からない中で、ご質問に対して準備をいたしました。誤解のないようにご理解いただきたいと思います。

愛護会についての回答をするかしないか、公共作品の複数受賞についても議論いただいて、それに従いたいと思います。

議長：愛護会となると、公共ではなくなってきました。団体を表彰するかどうかという点で、先に愛護会について知る必要があるので、説明をしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

委員：だから、そういう風に言ってしまうと話が複雑になります。まずは、公共を2つ選べるかどうか、ということ議論したほうがいいと思います。

議長：「公共」と出したのは、事務局が出したのですか。

委員：推薦者が出していますよね。ただコメントから推察すると、あの活動を含めて推薦していると思われ。 「工作物」とすれば魅力はないです。視察前は下位評価でした。緑化を含めた活動の評価がこの点数であると思います。私は「工作物」として評価したので、点は入れていません。皆さんがこれだけ点数を入れたということは、全体含めて評価したと思いますので、団体を表彰したほうがいいのではないかと考えて提案しました。

議長：「団体」ということになると、公共ではなくなります。それで説明を聞いた方がいい、ということなのですが。

委員：それに納得していない委員もいます。趣旨を替えていいのかということです。

議長：皆さんどうでしょうか。

委員：景観賞の募集要綱には公共・民間の縛りはありません。選考要領の最後に「公共作品は原則1作品以内とし、奨励賞としての選考は行わない」との記載があります。この委員会で選考をする上での基準です。私個人としては、今回は無理せずに、次回から2作品とか枠を緩めたらいいのではないかと考えていたが、実際に作品を見たら、19番がとても良いも

のだったので、今年公共2作品を表彰したいと思って提案します。皆さんの御意見をお願いします。

議長：原点に戻ったようですが、どうですか。

事務局：公共作品が2点あっても良いのではないかと提案がありましたので、過去の事例をお話します。平成3年、5年、9年、21年度の4回、公共作品が2点受賞しています。原則1点を外れて2点の決定がされた経過があることを報告したいと思います。

議長：これを踏まえて皆さんいかがですか。

委員：原則を外した時の理由は明確になっているのですか。

委員：おそらく良かったからでしょう。

委員：そもそも、この選考要領はいつできたのですか。民間よりも費用をかけられる公共工事の受賞は1点にした方がいいという議論や事例があって原則ができたのか、はっきりさせてもらいたいです。

事務局：原則の記載は、公共作品が複数点受賞した時よりも前にできていました。

委員：最初からということですか。

事務局：そうです。事務局で確認できる範囲は限られていますが、最初の平成3年度までは追えませんでした。最低でも平成21年度の段階で原則の記載があったことは確認しています。

委員：私は石黒委員の意見に賛成です。工作物としての魅力はないが、その団体の活動が評価されるべきものだという主旨の意見が多数出ているので、団体として愛護会を主体に応募してもらって、きちんとその内容を説明してもらい、表彰するというのが、一番好ましい状況なのではないかと考えます。

議長：だいぶ時間も過ぎてきました。

公共工作物ではなく愛護団体の活動を表彰する案、公共1作品の原則にしたがい、来年応募してほしい旨を伝えるという案があるが、今回は差戻しという感じに持っていきたいと思うがいかがでしょうか。

委員：今の意見に賛成です。

やはり、街ぐるみでコミュニティを良くしようと活動しています。改めて来年度、今年の評判をお話して、団体としての作品分類に応募してほしいと伝えて、もう一度エントリーしてもらいたと思います。

委員：確認ですが、愛護団体として応募したということはないですか。手入れをしている方が今回応募したのでは。

委員：違うと思いますよ。コメントを見ると、一般の方が歩道を通って、素敵だなあと思って応募した形だと思いますよ。

委員：それはすり替わってしまっているのではないですか。

例えば、ある愛護団体に、素晴らしい活動をしているから来年応募してくださいと景観審議会から言うのですか。それはおかしいです。

推薦者が愛護団体の方でジャンルがよくわからずに応募したということであれば良いが、関係者ではないなら、来年再度応募してほしいというの

はおかしな話だと思います。

委員：私もおかしいと思います。

長野市に確認したいが、今回の愛護団体はよく景観賞に推薦されるような、まちづくりを一生懸命やっけてきている民間の団体とは違うと感じます。彼らは、意識高く活動し、景観賞に対しても意欲的に応募してくる団体です。

今回の愛護会は、公園緑地課と連携して維持管理する新しいスタイルなのではないでしょうか。半分公共で半分民間みたいなエリアを、行政と地域住民が連携しながら守り育てる形を続けた結果にあるのかなと思いました。結果として、景観賞に推薦してきて現地をみたらとても高く評価されて、今このような議論になっています。誰を評価したらいいのかなと思いました。新しいスタイルが良い街なみを造っていることがはっきりしたので、景観賞として誰を対象に評価してあげるかを話し合えると良いと思いました。

委員：今年でもいいか。

委員：今年でもいいと思います。

委員：それで、私はワークショップの中にそういった取り決めがあったのを知りたかったのです。こういう流れになると、その回答も慎重にならないといけないことも分かりますが、それがあつたとすれば、計画も含めての作品だと思うので、今年受賞してもよいと思います。

あくまでも、団体として出されている訳でもないし、推薦した人が団体の関係者でもないし。それは聞いてはいけないのでしょうか。

事務局：それに回答するかどうかは、私も先ほどから務めて冷静に議論を聞くようにしていました。たくさんの票がここに入った訳ではありますが、推薦された公共施設としての魅力ではなく、実は管理をしてもらったことに対しての票だったというご意見もあつたと理解しています。

そうすると、得票をどのように判断したらよいか難しいと思いました。

議長：意見は出尽くしたようですね。

委員：今年公共を2点にする、という提案は葬られたのですか。

議長：葬られたわけではないけれども。

委員：公共を2点にしたらいかがか、という私の提案に対して、どなたも意見を言ってくれないようですが。

委員：それに関しては良いのではないのでしょうか。

ワークショップの中身について、ここでは回答いただきたいです。

議長：公共2作品に関して意見を聞いていても、皆さんおさまりがつかないです。1作品と、追加で1作品というのをこの場で決めてしまっているのか。これは、また問題を残すことになります。皆さんが考える最善の方法は何かないですか。

委員：2作品を選ぶということは原則を外すことになります。原則を外すには、何らかの理由が必要になると思います。その理由として、維持管理の部

分で民間が力を出していることはものすごく大きな要素になると思っています。そういう意味では、愛護会の情報をもう少し聞きたいと思えます。先ほど事務局からも、情報は持っているが開示されない様子でしたが、ぜひとも聞きたいと思えます。皆さんどうですか。

議長：事務局から愛護会の情報を聞く事について、皆さんどうでしょうか。

委員：私のほうへ視線を感じましたが、いいのではないかと思います。

議長：反対の方は挙手をお願いします。

【挙手なし】

議長：いないようなので、部長の話聞くことにします。

説明をお願いします。

事務局：ご質問にお答えするという形で聞いていただければと思えます。

先ほど確認したところ、名称は『せせらぎ歩道を育む会』だそうです。看板のアルファベットの件ですが、Aからいくつかのブロックに班分けが決まっているということです。管理活動の状況や官民連携については、完成から6年間管理しているとのこと。散水や草取りをしていて、除草した草は公園緑地課が片づけをしているようです。情報といってもその程度であります。

それからもう1点、この場をお借りしてお話いたします。私もこの事業を知らない訳ではないので、現地で委員さんからご質問を受ければ、設計やワークショップの内容を回答させてもらったわけ。委員さんからご質問があれば、知っていることは答えなければいけないと思えます。ただ、議論の中で、そこが民間との差であるという部分に関しては、今後、我々もその質問をしてもいいのかという点や、補足説明を加えることの平等性について、今後の課題なのかなと感じたことも含めて、回答いたします。

議長：ただいまの回答について、御意見等ありますでしょうか。

委員：行政と連携しながらという話でしたが、最近、行政が道具を用意して地域住民が管理活動をする「アダプトシステム」といった形がありますが、そのようなことが存在するならば自主的な活動でも何でもないので、全然違う話になります。公園緑地課と愛護団体との関係性はどのようになっているのでしょうか。

事務局：ここに限らず、公園等の愛護会は多数ありますが、多少の補助金が出ているという話は聞いたことがあります。この団体がどの位置に属しているのか、公園緑地課との関係性は分かりません。

議長：いろんな意見が出ました。

一つは来年度改めて応募してもらいましょう。しかし、来年他にもっと優秀なものがあって、落選することもあるかもしれません。

もう一つは「原則」を外して考えるかどうかです。これについて御意見ををお願いします。

委員：来年応募してもらうのは良いですが、公共1作品に拘られると今回のよ

うに大規模の優良な作品が他にあった場合にこの歩道はずっと落選し続ける恐れがあります。それがとても残念な気がします。もうちょっと取り扱いの仕方にルールを決められるといいと思います。

委員：いずれ、公共を1作品に絞るといふ原則は変えていかなければいけないと感じています。私としては、今年無理をして2作品にして表彰する必要はないと思っているので、少なくとも来年の募集要綱を決めるまでに、公共の扱いをどうするのかということ、この委員会としてきちんと議論をすべきです。そこで1作品を増やすような前提を持って来年に臨めばいいのではないかと思います。

今年、これだけ意見の違いが大きくなってしまったものを、無理やり上げていくというのもちょっとどうかなというものもあります。先ほどの提案は取り下げます。今年は公共1作品にして、この3位の19番について、今年を受賞できないということにしたらいかがですか。

全体として3作品、18点までで切るという形の選考結果はどうでしょうか。

議長：19番については、来年出すかどうか分からないが、今回は原則にそって外していきたいと思います。

また、今回の点差を見ても分かる通り18点まで受賞するという案についていかがでしょうか。

委員：良いと思います。

今回、公共を無理して2作品にしないで、再度推薦してもらったほうが良いと思います。

議長：それでは、公共1作品という案に賛成の方は挙手をお願いします。

**【挙手採決】**

議長：一人だけ反対でした。少数意見を尊重しなければいけないのですが、多数決により公共1作品としたいと思います。

では、19番は今回外すこととします。

4位までの3作品を表彰するということがいかがでしょうか。

委員：確認ですが、今の3作品というのは景観賞としての3作品ということでしょうか。それとも景観賞・奨励賞の2賞に対して3作品ということでしょうか。

委員：私はどちらでも良いと思っております。

議長：トータルで3作品ということですか。

委員：もう少し増やしてもらいたいと思います。

6作品目、12点のところまでは検討してもらいたいと思います。いろいろおもしろい作品がありました。豊かな景観ということ考えると、様々な作品を検討してもらいたいです。

委員：作品数がオーバーしてしまいます。

委員：数字だけではないと思います。

この6作品目までの中から選ぶということ。

議長：点数を尊重せずに、議論してということですか。

委員：そうです。

もしくは、12点が2作品あるので、どちらかにするとか。

委員：大変長時間になっています。時間を言うのはあまり良くないが、もともと5作品までという話の中でということで、公共工事が1作品減ったので、5位の14点の所までで、14点のところは奨励賞にする形でどうでしょうか。あとは景観賞という形がすんなりいくと思います。そのあたりだと個人的には思います。

議長：2つの案が出ているが、どうでしょうか。

意見がないようなので、私の独断で決定させていただきます。

5位14点までで切りたいと思うがいかがでしょうか。

【異議なし】

議長：異論がないようなので、20番、15番、3番、2番を表彰したいと思います。この中で、奨励賞を2番、あとの3作品を景観賞にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【異議なし】

議長：それでは、長時間の議論をしていただきました。

19番は、せっかくなので事務局から来年再挑戦してほしいと伝えていたいただきたいと思います。これは特別扱いではなく、これだけの票を得て、これだけの時間をかけて議論したのですから。それから、皆さんの何とかしてほしいという気持ちも感じるので、ぜひ、そのあたりをお願いしたいと思います。

では、景観賞は3作品に決定いたします。

委員：来年の公共の作品数について、是非検討いただきたいと思います。

議長：「公共1作品」ということについて、今日これだけ議論が延長されました。

来年にむけて規定の見直し、そういった中で考えてもらえたらと思います。今日決めるということではなくて、来年の課題にしていいただきたいと思います。

委員：いや、来年の要綱を作るのは今年でもいいです。

来年2月の審議会で決められたらいいですね。

議長：では、次回の審議会で、公共の扱いについて議論させてもらいたいと思います。以上で本日の議事進行を閉じさせていただきます。

長時間にわたり、ありがとうございました。

#### 4 その他

事務局から今後の予定について説明

#### 5 閉会

都市整備部長挨拶